

⑨

令和5年市議会11月定例会

報 告 事 項

(その2)

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第34号	専決処分の報告について（交通事故、道路事故及び施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について）	4

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

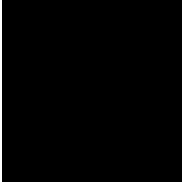
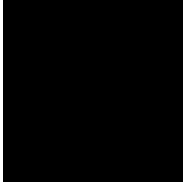

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年12月4日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 88,000 (フェンス土台修理費)			令和5年 5月15日 [Redacted]	公用車で対向車とすれ違う際、相手方所有のフェンスの土台に接触し、同フェンスの土台を損傷させた事故である。

<p>円 85,500 (車両修理費)</p>			<p>令和5年 8月3日 </p>	<p>公用車で交差点に進入したところ、右方から進入してきた相手方車両と接触し、バンパー等を損傷させた事故である。</p>
---------------------------------	---	---	---	--

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年12月4日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 260,690 (車両修理費等)			令和5年 8月10日 [Redacted]	市道を自動車で走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、左側ドア等を損傷させた事故である。
円 286,737 (自転車修理費等)			令和5年 10月2日 [Redacted]	市管理道を自転車で走行中の相手方に、山側斜面からの落石が直撃し、自転車等を損傷させるとともに、右足踵部等に傷害を負わせた事故である。
円 45,457 (車両修理費)			令和5年 10月30日 [Redacted]	市管理道を自動車で走行中の相手方が、道路上の落石に接触し、車両底部を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和5年12月8日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 326,744 (物置等修理費)			令和5年 5月8日	横砂北公園内の倒木により、隣接する相手方所有の物置の屋根等を損傷させた事故である。